

第32回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月16日(月) 午前9時30分から午前10時

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
4番	小山	秋芳
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(3人)

農業委員

4番 小林 勉

農地利用最適化推進委員

3番 末岡 博

5番 重田 正憲

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第4条転用届出の取下げに係る局長専決処理
について

報告 第2号 農地法第5条転用届出の取下げに係る局長専決処理
について

報告 第3号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第4号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第5号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第 32 回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は 11 名、農地利用最適化推進委員 8 名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、10 番 山本 忠男 委員、11 番 弘田 靖 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 1 件です。

A 4 横の「1 月分光市農業委員会議案位置図」の農地法第 3 条番号 1-1 と番号 1-2 を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。それではご説明いたします。

今回の申請は農地の贈与で申請農地は小周防地区内にあり、周防出張所の西約 400m に位置する 1 筆で地目は田、面積は 2,811 m²です。

申請理由ですが、当該農地は譲渡人の居所が遠隔地で耕作できないことから譲受人が利用権を結んで耕作していましたが、この度、経営農地の拡大を検討していた譲受人との間で当該農地の贈与について合意に至り、農地の継承を行うため申請があったものです。

続きまして、机に配布しておりました A 4 縦のホッチキス止めしてあります「議案第 1 号及び第 2 号 参考資料」をご覧ください。

議案第 1 号及び第 2 号 参考資料の 1 ページ「農地法第 3 条許可申請について」ですが (1) (2) は説明済みですので説明は省略します。

続いて、(3) 農地の権利移動の制限についてですが、農地の権利移動

の制限を定めた農地法第3条第2項につきまして、第1号から第7号をすべてクリアする必要があるため、各号について説明いたします。

まず、(3)のア第1号の「全部効率利用要件」についてです。

耕作目的での権利取得でない場合や、取得後に対象農地全体を効率的に活用すると認められない場合は不許可となりますが、今回贈与される農地は譲受人の住む家から約300mの位置にあり、令和4年12月まで譲受人が利用権契約により耕作し、今回申請にあたり、一旦解約したが提出された営農計画書によれば引き続き水田としての耕作を予定されています。また申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ないと考えます。

続いて、イ第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。

農地所有適格法人以外の法人による権利取得の場合は不許可となりますが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ第3号の「信託要件」についてです。

権利を取得した後の目的を農業に特定しない信託の形式により権利が取得される場合は不許可となりますが、信託ではないので問題はありません。

続いて、エ第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

農作業に常時従事（原則年間150日以上）しない場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から、譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みです。

続いて、資料裏面の2ページをご覧ください。

オ第5号の「下限面積要件」です。

権利取得後の経営面積の合計が、30アール未満の場合は不許可となりますが、譲受人は現時点で6,191㎡の農地を耕作中であり、今回譲り受ける農地2,811㎡を加えた9,002㎡を耕作予定としており、本市の下限面積要件である30アール、3,000㎡以上となるため問題ありません。

続いて、カ第6号の「転貸禁止要件」です。

所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れする場合は不許可となりますが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、キ第7号の「地域調和要件」です。

譲り受け後の耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化等に支障がある場合は不許可となりますが、提出され

た営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては5番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明をお願いします。

5番 説明がありましたとおり問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 続いて、議案第2号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」、今月の申請は1件です。

まず、議案第2号についてご説明いたします。

総会議案の1ページとあわせて、A4横の「1月分光市農業委員会議案位置図」の農地法第5条番号1-1と番号1-2を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪市に本社を構える法人で、譲渡人は光市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内の、大和支所から南東へ約 1.1 km に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,678 m²で、現在は休耕地となっています。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「太陽光発電設備」を設置予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し、休耕となっていた当該農地について、太陽光発電事業拡大のために候補地を探していたところ、売買について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第 1 号および第 2 号参考資料」の 3 ページの (3) をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、都市計画法に基づく用途区域、第一種住居地域の指定がされておりますことから、第 3 種農地となります。第 3 種農地についての農地転用許可申請は原則許可できることとなっており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの (ア)「転用の目的」ですが、「太陽光発電設備」を設置予定ということであり、問題ありません。

次に、イの (イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

続いて裏面の 4 ページをごらんください

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

次に、イの (エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、イの (オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、イの (カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される土地全体に太陽光発電設備の設置する計画であり、問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「太陽光発電設備」の設置であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備の設置による近接農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、10番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 10番委員、補足説明をお願いします。

10番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項の1号から5号を一括して説明いたします。
議案の2ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第4条転用届出の取り下げに係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は1件でした。

内容については、令和4年6月28日付けで提出されて受理し、7月の総会で報告いたしました4条の農地転用届出について、今回取り下げの届出がされたものです。

なお、取り下げの理由は「右端の備考」にありますとおり「自己用住宅建築の計画の変更が生じたため」となっております。

なお、届出書類は申請者本人から提出され、添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により取り下げを受理し、「取り下げを受理したという通知書」を交付しております。

続いて、報告第2号「農地法第5条転用届出の取り下げに係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は1件でした。

内容については、令和3年7月21日付けで提出されて受理し、令和3年8月の総会で報告しました5条の農地転用届出について、取り下げの届出がされたものです。取り下げの理由は、譲受人である自治会の意思決定について不備があったためとなっております。

なお、届出書類は譲渡人である自治会代表者、及び譲受人双方の合意に基づき、双方の署名がされたものが提出され、添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により取り下げを受理し、受理通知を交付しております。

続いて、報告第3号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は1件でした。

内容については、今回の報告第1号で取り下げられた農地についてのもので、変更された計画に基づき、改めて4条の農地転用届出が提出されたものです。計画の変更内容は、自己用住宅の位置が変わり、また転用面積が増加したものです。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて、議案の2ページから3ページにかけて、報告第4号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は5件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて、報告第5号「非農地証明について」です。

証明願の件数は4件でした。

内容については記載のとおりです。

4件それぞれについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号及から第5号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第32回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年1月16日開催の第32回光市農業委員会総会の議事録である。

令和5年 月 日

光市農業委員会 会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____